

独立行政法人監査基準の改訂に関する論点の整理

1. 前回の共同ワーキング・チームにおいて議論した論点

【論点 1】「その他の記載内容」の範囲

前回の共同ワーキング・チームにおいて、事業報告書の全体がその他の記載内容ではないか、という御意見があった。検討の結果、独立行政法人の監査においては、「その他の記載内容」の範囲を「事業報告書のうち、会計に関する部分以外の部分」と整理した。整理の背景は以下のとおり。

○独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）第 39 条では、以下のとおり規定されている（下線は事務局が加筆）。

第三十九条 独立行政法人（その資本の額その他の経営の規模が政令で定める基準に達しない独立行政法人を除く。以下この条において同じ。）は、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、監事の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。この場合において、会計監査人は、主務省令で定めるところにより、会計監査報告を作成しなければならない。

○企業会計の監査基準において、「その他の記載内容」は、「監査した財務諸表を含む開示書類のうち当該財務諸表と監査報告書とを除いた部分の記載内容」、とされている。すなわち、「監査を受けなければならない部分以外」を指していると考えられる。

○これを独立行政法人にあてはめると、通則法第 39 条の規定により、監査の対象は「財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書」とされていることから、「監査を受けなければならない部分以外」は、「事業報告書のうち、会計に関する部分以外の部分」と考えられるのではないかと。

○このように、事業報告書（会計に関する部分に限る。）と事業報告書（会計に関する部分以外の部分）を区分して整理することで、通則法第 39 条の規定とも整合するのではないかと。

【参考】令和 3 年 1 月 19 日付け「監査・保証実務委員会実務指針第 85 号「監査報告書の文例」等の改正」（公開草案）において、「その他の記載内容」に関して、以下の記載がある（下線は事務局が加筆）。

【文例 2】（金融商品取引法監査（年度監査）における個別財務諸表）

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。（略）

【文例 11】（会社法監査における計算書類）

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。（略）

【参考】令和 2 年 11 月 6 日付け「監査基準の改訂に関する意見書（企業会計審議会）」において、「その他の記載内容」に関して、以下の記載がある（下線は事務局が加筆）。

一 経緯

（略）

近時、我が国では、企業内容等に関する情報の開示について、経営者による財務諸表以外の情報の開示の充

実が進んでいる。これまでも、財務諸表とともに開示される財務諸表以外の情報において、財務諸表の表示やその根拠となっている数値等との間に重要な相違があるときには、監査人が表明した適正性に関する結論に誤りがあるのではないかと誤解を招くおそれがあることから、当該相違を監査報告書に情報として追記することとされていたが、その取扱いは必ずしも明確ではなかった。今後、財務諸表以外の情報の開示のさらなる充実が期待される中、当該情報に対する監査人の役割の明確化、及び監査報告書における情報提供の充実を図ることの必要性が高まっている。とりわけ、監査人が当該情報について通読し、当該情報と財務諸表又は監査人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかについて検討し、その結果を監査報告書に記載することには、監査人の当該情報に係る役割の明確化を図るとともに、監査の対象とした財務諸表の信頼性を確保するという効果も期待される。こうした問題意識を踏まえ、当審議会は、監査した財務諸表を含む開示書類のうち当該財務諸表と監査報告書とを除いた部分の記載内容（以下、「その他の記載内容」という。）について、監査人の手続を明確にするとともに、監査報告書に必要な記載を求めることとした。

(略)

【論点2】事業報告書に記載される参照先の報告書等の扱い

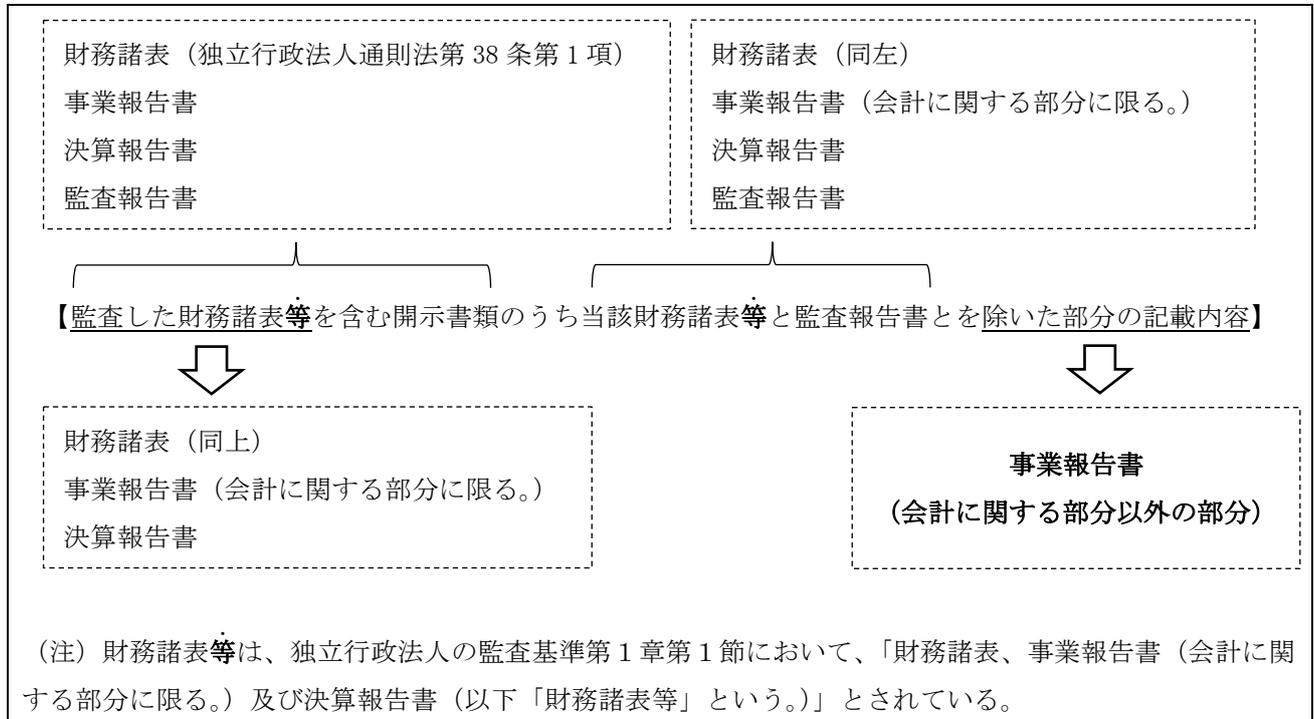
○「独立行政法人の事業報告に関するガイドライン」（平成30年9月3日 独立行政法人評価制度委員会 会計基準等部会、財政制度等審議会 財政制度分科会 法制・公会計部会）によると、「事業報告書に関連する報告書等を踏まえると、事業報告書で提供される情報には、当該報告書等に関連する情報が含まれることから、事業報告書と事業報告書に関連する報告書等との相互参照を付すことで、独立行政法人により提供される情報の窓口となり、プラットフォームとしての役割が高まる、または果たすことができる」とされている。

○ここで事業報告書に相互参照を付される可能性のある以下の報告書は、監査した財務諸表等を含む開示書類とは異なると考えられることから、「その他の記載内容」の範囲に含まれないと整理できるのではないか。

報告書名	通則法第32条第2項、第35条の6第3項及び第4項、第35条の11第3項及び第4項に基づき作成する、自ら評価を行った結果を明らかにした報告書（自己評価書（業務実績等報告書））	環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成16年法律第77号）に基づき作成する、 <u>環境報告書</u>
説明	国民に対する説明責任の履行及び当該法人の自律的な業務運営の改善への活用等を目的とするものであり、主務大臣が行う評価のための情報提供に資するものである。	事業活動に係る環境配慮の方針等が記載されることから、「企業の社会的責任に関する報告書」や「サステナビリティ報告書」といった性質があると考えられる。
結論	<u>法人の事業並びに財務諸表等に記載されている財政状態及び運営状況に関する情報を国民その他の利害関係者に提供することを目的としたものではない</u> ため、監査した財務諸表等を含む開示書類とは異なると考えられるのではないか。	

【論点3】「その他の記載内容」の記載

「その他の記載内容」を「事業報告書のうち、会計に関する部分以外の部分」としたことを踏まえ、独立行政法人に対する会計監査人の監査に係る報告書（以下「独立行政法人の監査基準」という。）においては、「その他の記載内容」を「監査した財務諸表等を含む開示書類のうち当該財務諸表等と監査報告書とを除いた部分の記載内容」と表現するのはどうか。



2. スケジュール

令和 3 年	1 月	第 22 回共同WT（独立行政法人監査基準改訂案取りまとめ）
	2 月	パブリック・コメント及び各府省意見照会
	3 月	第 23 回共同WT（検討状況の共有）
	3 月	第 12 回会計基準等部会（独立行政法人監査基準改訂案の了承）